

告 示

埼玉県告示第二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク北坂戸店

埼玉県坂戸市末広町二十番二

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 踏切脇の交差点は現在も混雑しており、店舗への出入に際しては円滑な交通誘導をお願いします。また、誘導案内看板等を設置するなど適切な対応をお願いしたい。

(2) 児童生徒の登下校時における出入口付近の安全確保、安全対策を講じてください。

(3) 深夜営業もあることから警備員の配置や青少年健全育成推進店への積極的な加入等、非行防止に配慮してください。

(4) 対象地周辺は、屋外広告物法に基づく禁止地域が存在するため、野立て看板を設置できない場合がありますので注意のこと。

(5) 開店後においても、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす事案が発生した場合には、速やかに関係機関と協議するとともに適切な対策を講じてください。

二 縦覧期間

平成二十七年三月六日から平成二十七年四月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター